

東高岡保育所民間移管にかかる諸条件（最低基準）

応募にあたっては、次の要件を最低基準として企画提案すること。

1 保育所運営について

(1) 開所日及び開所時間

業 務	開 所 日	開所時間
通常保育	月曜日から土曜日 (祝日及び 12/29～1/3 は除く)	午前 7 時から午後 6 時
延長保育事業	上記保育所の開所日	①保育標準時間 午後 6 時から午後 7 時まで ②保育短時間 午前 7 時から午前 9 時まで 又は、午後 5 時から午後 7 時まで
一時保育事業	上記保育所の開所日	原則として午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 移管後の認可定員及び利用定員とその定員構成

民間移管後の認可定員及び利用定員とその定員構成については、募集要項で示す令和 6 年 4 月 1 日現在の定員を最低基準とすること。

(3) 事業内容

ア 保育内容

- (ア) 移管前に利用していた障がい児等配慮を要する児童については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。
- (イ) 年間行事（資料 8 「東高岡保育所の概要」参照）について、行事の変更・追加等は可能とする。ただし、実施にあたっては、保護者の理解を得た上で実施すること。
- (ウ) 子育て支援及び地域交流活動については、現行の内容を引き続いて実施すること。
- (エ) 企画提案した保育の実施にあたっては、保護者の理解を得た上で実施すること。

イ 調理業務

- (ア) 保育所の全ての開所日について、児童全員に給食及びおやつを提供すること。
- (イ) 現在、東高岡保育所は直営で施設内調理のため、給食調理は直営とし、保育所内で調理を行うこと。
- (ウ) アレルギーに配慮するとともに、離乳食・配慮食等に対応すること。特に、移管前に実施していた除去食・代替食対応については、当該児童が在籍している間は継続すること。

2 職員の配置について

(1) 以下の令和6年4月1日現在の東高岡保育所の職員配置数を下回らないように職員を配置すること。

- ① 施設長（専任） 1人
- ② 主任保育士 1人
- ③ 保育士 16人
- ④ 栄養士 1人
- ⑤ 調理員 3人
- ⑥ 看護師 1人

(2) 各クラス毎の保育士数については、国の配置基準を満たす範囲で任意に設定することを可能とするが、令和6年4月1日現在の東高岡保育所における各クラス全体の保育士配置数（16人）を下回らないように設定すること。

○令和6年4月1日現在の東高岡保育所の保育士配置数（常勤(170時間/月以上)・非常勤(170時間/月未満)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育士数	4人	5人	2人	2人	2人	1人	16人

(参考)内訳数 (常3非1) (常3非2) (常2非0) (常2非0) (常1非1) (常1非0) (常12非4)

(3) 上記配置職員の中に、甲種防火管理者の資格を有する人員を1名配置すること。

※応募意思表示書の提出時点で、甲種防火管理者の資格を取得していること。

(4) 職員の雇用に際しての留意点

- ①雇用する職員の雇用条件については、適切な給与水準のもと、労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、職員の福利厚生、職場環境等に十分に配慮すること。
- ②保育の継続性を確保するために、現在、東高岡保育所で勤務している者の再雇用について、配慮すること。